

# 回 覧

令和6年4月1日

各 位

津野町長 池田 三男（公印省略）

町営住宅の入居希望者を下記により募集しますので、入居を希望される方は令和6年4月25日（木）までに、役場総務課に申し込んでください。

## ◎板橋団地・重谷団地（世帯用）

募集戸数	世帯用1戸（公営住宅）	世帯用2戸（公営住宅）
所在地	津野町力石2903-1 板橋団地（1-1）	津野町白石甲1872-1 重谷団地（1-A・1-B）
規格等	木造2階建（平成7年建築）	木造2階建（平成5年建築）
	1階 DK、和室6帖1室 浴室、トイレ 2階 洋室6帖1室 和室4.5帖1室	1階 LDK、和室6帖1室 浴室、トイレ 2階 洋室6帖1室 和室5帖1室
家賃	入居者の収入に基づき家賃を決定（毎年の収入申告による）	
敷金	入居者の収入に基づき決定した家賃の3ヶ月分	
入居の資格	※次の要件のすべてを備えている方 ○現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者、その他婚姻の予約者を含む。）のある者 ○所得金額が次の条件に該当する方 ・一般世帯 月額 158,000円以下 ・高齢者、障害者世帯 月額 214,000円以下 ○現に住宅に困窮していることが明らかな方 ○地方税及び公共料金等を滞納していないこと ○町内に住所を有する者、又は定住（住民票の異動）の意思があるもの ○地区会へ加入すること	
入居の手順	1. 入居申込書を提出 2. 書類審査または選考により入居決定 3. 入居決定後、10日以内に誓約書及び敷金を納付すること 4. 入居指定日の決定（指定日より家賃徴収） 5. 指定日から20日以内に入居すること	
申請方法	申込書に必要事項を記入し、入居予定者の住民票・課税証明書（源泉徴収票）・完納証明書、その他必要書類を添えて4月25日（木）までに役場に提出のこと。（申請書は役場にありません）	
選考方法	申込書の書類審査、実態調査、津野町営住宅入居者選考委員会等により、入居者を決定する。	
入居時期	5月中旬以降	

※裏面に続く※

◎姫野々上団地（世帯用）

募集戸数	世帯用1戸（特定公共賃貸住宅）
所在地	津野町姫野々569-1
	姫野々上団地（1-A号棟）
規格等	木造2階建（平成6年建築）
	1階 DK10帖、和室6帖、トイレ、浴室 2階 和室6帖1室、洋室4.5帖2室
家賃	入居者の収入に基づき家賃を決定（毎年の収入申告による）
敷金	入居者の収入に基づき決定した家賃の3ヶ月分
入居の資格	<p>※次の要件のすべてを備えている方</p> <p>○現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者、その他婚姻の予約者を含む。）の者</p> <p>○所得金額が次の条件に該当する方</p> <p>・月額 158,000円以上 487,000円以下</p> <p>○地方税及び公共料金等を滞納していないこと</p> <p>○町内に住所を有する者、又は定住（住民票の異動）の意思があるもの</p> <p>○地区会へ加入すること</p>
入居の手順	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入居申込書を提出</li> <li>2. 書類審査または選考により入居決定</li> <li>3. 入居決定後、10日以内に誓約書及び敷金を納付すること</li> <li>4. 入居指定日の決定（指定日より家賃徴収）</li> <li>5. 指定日から20日以内に入居すること</li> </ol>
申請方法	申込書に必要事項を記入し、入居予定者の住民票・課税証明書（源泉徴収票）・完納証明書、その他必要書類を添えて4月25日（木）までに役場に提出のこと。（申請書は役場にあります）
選考方法	申込書の書類審査、実態調査、津野町営住宅入居者選考委員会等により、入居者を決定する。
入居時期	5月中旬以降

※ 期日までに応募のない場合は、その後3ヶ月間は先着順で入居選考を行い、決定します。

\*お申し込み・お問い合わせ先 役場総務課住宅係 （本庁）鍋島浩一 電話：55-2311  
役場介護福祉課住宅係（西庁）濱口和司 電話：62-2311